

東京 2020 オリンピック都市装飾物制作業務委託仕様書

1 業務名称

東京 2020 オリンピック都市装飾物制作業務委託

2 業務目的

- ・ 茨城県は、東京 2020 オリンピック・サッカー競技の開催会場都市として、国内外からの観戦客等をラストマイル Dressing, シティ Dressing (以下、「都市装飾(※)」という)の設置等により歓迎し、大会の祝祭の雰囲気をもたせようとするのが求められている。更に、都市装飾は、演出の仕方によって開催都市である茨城県の魅力や特色を国内外に広く印象付けることのできる重要な要素でもある。
- ・ 本業務は、こうした背景をもとに、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」という)が示すガイドライン(以下、「ガイドライン等」という)を遵守し、内容・手法等を検討した「茨城県都市装飾実施計画書」に基づき、茨城県内の都市装飾物の制作業務を行うものである。

※都市装飾：オリンピックシンボル、大会エンブレム、マスコット、競技ピクトグラム、大会ルック等のブランドプロパティを活用し、街中を大会色に彩る装飾。

3 業務委託期間

- ・ 本業務の委託期間は、契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

(1) 装飾物の仕様等

- ・ 制作する装飾物の種類、仕様、サイズ、数量等については、別紙のとおり。
- ・ デザインを構成する元データ(ai形式)(以下「デザインデータ」という)は契約締結後に委託者が支給するが、入稿データ作成等は受託者が行い、委託者に最終原稿の確認を行うこととする。

(2) 校正及びサンプルの作成

- ・ 制作開始前に別紙のサンプルにて色校正を行うので、受託者は、委託者が別途指定する期限までにサンプルを提出すること。
- ・ 色校正にあたっては、委託者の色校正に加えて、組織委員会の監修を受けること。なお、組織委員会へのサンプルの提出や連絡調整等は、委託者が行う。
- ・ 委託者あるいは組織委員会から内容の修正指示があった場合は、これに随時対応し、承認が得られるまで継続してサンプルを作成すること。

(3) 納品

- ・ 納品形態については、**別紙**のとおり。
- ・ 納品にあたっては、**別紙**の設置エリアごとに小分けして納品すること。
- ・ 納品場所は以下のとおりとする。納品にあたっては、事前に委託者と日程や搬入経路等を協議すること。

[納品場所] 〒310-0011 茨城県三の丸庁舎（水戸市三の丸1丁目5-38）

(4) ガイドライン等の遵守等

- ・ 制作にあたっては、ガイドライン等を遵守すること。
- ・ 装飾物の制作にあたり必要となる次のデータは、委託者から提供する。
なお、データの提供を受けるにあたっては、別添「東京2020オリンピック都市装飾物制作業務委託に係る秘密保持誓約書」を提出すること。

[提供可能なデータ] ※ コのみ契約締結後に提供する。

ア オリンピック憲章（公益財団法人日本オリンピック委員会がホームページで公表しているもの）

イ 大会ブランド保護基準（組織委員会がホームページで公表しているもの）

ウ 東京2020オリンピック・パラリンピックエンブレムガイドライン

エ 東京2020オリンピックマスコットガイドライン

オ 東京2020オリンピックスポーツピクトグラムガイドライン

カ 東京2020大会ルックデザインシステムガイドライン [オリンピック版]

キ 東京2020都市装飾デザインガイドライン

ク 都市装飾デザインガイドライン活用方法 ver2.1

ケ 茨城県都市装飾実施計画書（2020年1月20日現在）

コ デザインデータ

5 業務委託全般に係る留意事項

(1) 組織委員会等の関与

本業務の実施にあたり、委託者のほか、組織委員会、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会等から別途の指示を受ける場合がある。

(2) 打合せ等

- ア 受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、業務内容について十分な調整を図ること。
- イ 本業務の実施にあたり、受託者は、委託者と必要な協議及び打合せを行い、誠実に業務を進めること。
- ウ 受託者は、打合せ等で必要となる資料をその都度作成・提出すること。

6 成果品の提出

- ・ **別紙**の装飾物：1式
- ・ 本業務で制作したデザイン等（.doc, .ai, .pdf, .jpeg 等の各形式）の電子データ（CD-R 又は DVD）：1式

7 その他

- ・ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。
ただし，あらかじめ委託者の承諾を得た場合は，この限りでない。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし，又は委託業務以外の目的に使用してはならない。
委託期間が終了し，又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために，必要な措置を講じるものとする。
受託者が取り扱う個人情報については，委託者の保有する個人情報として条例の適用を受けるものとする。
- ・ 本業務により作成した成果品についての一切の権利は，正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き委託者に帰属し，無償で委託者に譲渡するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは，遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。また，本仕様書は，委託者と受託者が協議のうえ，必要に応じて改正することができる。

以上